

○古河市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱

令和6年3月29日

告示第102号

(趣旨)

第1条 この告示は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、事業者等が社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を提供すること（以下「合理的配慮の提供」という。）に要する費用に対し、予算の範囲内において合理的配慮の提供支援に係る助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、古河市補助金等交付規則（平成17年規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体等)

第2条 助成金の交付の対象となる個人事業主又は法人その他の団体（以下「対象団体等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するもので、市内に事務所又は事業所を有するものとする。

(1) 飲食、物販、医療その他の不特定多数の者の利用が見込まれる事業を行う事業者等

(2) その他市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、当該団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の対象としない。

(1) 市税を滞納している場合

(2) 事業主又は当該団体の役員若しくは構成員が、古河市暴力団排除条例（平成23年条例第32号）第2条第1号から第4号までの規定に該当する場合

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当する事業又は類似する事業を行うもの

(対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げ

るものとする。

- (1) コミュニケーションツール作成等事業 コミュニケーションツール
(合理的配慮の提供を行うための点字メニュー、会話ボード、音声コード等を用いたチラシ等をいう。以下同じ。)の作成及び購入事業をいう。
- (2) 物品購入事業 物品 (合理的配慮の提供を行うための物品 (コミュニケーションツールを除く。)をいう。以下同じ。)の購入事業をいう。
- (3) 工事施工事業 工事 (合理的配慮の提供を行うための工事をいう。以下同じ。)の施工事業をいう。ただし、次に掲げるものについては、事業に含めない。

ア 新築工事を伴うもの

イ 既に設置している洋式便器、手すり等の取替えに係るもの

ウ 店舗等の老朽化に伴う原状回復を主な目的とするもの

(対象経費及び助成金の額)

第4条 助成の対象となる経費 (以下「対象経費」という。)は、別表に掲げる経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県、市その他公共団体等から補助金等を受けている経費は対象経費としない。

3 助成金の額は、対象経費の額とし、別表に掲げる助成限度額を限度とする。

4 同一の対象団体が当該年度中に複数回次条の規定による申請をしたときは、その対象経費の合計金額について、別表に掲げる助成限度額の範囲内において助成することができる。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする対象団体の代表者 (以下「申請者」という。)は、合理的配慮の提供支援に係る助成金交付申請書 (様式第1号) に、次の各号に掲げる対象事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) コミュニケーションツール作成等事業

ア 仕様書の写し

イ 見積書の写し

(2) 物品購入事業

ア 対象経費の内容が分かる書類

イ 見積書の写し

(3) 工事施工事業

ア 工事計画書（様式第2号）

イ 工事見積書及び工事図面

ウ 改修工事着工前の現況写真（カラー写真に限る。）

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、助成金の交付を適当と認めるときは、合理的配慮の提供支援に係る助成金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による助成金の交付の決定を行う場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、助成金の交付の決定を不適当と認めるときは、合理的配慮の提供支援に係る助成金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第7条 前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更しようとするときは、変更が生じた場合は、合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付申請書（様式第5号）に、変更後の第5条各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、変更を適当と認めるときは、合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付決定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による変更の決定を行うに当たり、必要と認めるときは、当該変更に係る助成金の交付に関し条件を付することができる。

4 市長は、第2項の規定による審査の結果、変更を不相当と認めるときは、合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付却下通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

5 交付決定者は、対象事業を中止若しくは廃止又は再開するときは、合理的配慮の提供支援に係る助成事業中止・廃止・再開報告書（様式第8号）により、その旨を市長に報告し、承認を受けなければならない。

（完了の報告）

第8条 交付決定者は、第5条の規定による申請の日の属する年度の末日又は対象事業を完了した日（コミュニケーションツール若しくは物品の納品を受けた日又は工事を完了した日をいう。以下同じ。）の翌日から起算して30日を経過する日のいずれか早い日までに、合理的配慮の提供支援に係る助成事業完了報告書（様式第9号）に、次の各号に掲げる対象事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（1） コミュニケーションツール作成等事業及び物品購入事業

ア 納品書の写し

イ 領収証の写し

ウ 設置状況を示す写真（カラー写真に限る。）

エ 助成金（変更）交付決定通知書の写し

（2） 工事施工事業

ア 工事契約書の写し

イ 工事内訳書の写し

ウ 領収証の写し

エ 改修工事完了後の現況写真（カラー写真に限る。）

オ 助成金（変更）交付決定通知書の写し

（額の確定及び請求）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、相当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、合理的配慮の提供支援に係る助成金額確定通知書

（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

2 交付決定者は、前項の規定による通知を受けた場合は、合理的配慮の提供支援に係る助成金請求書（様式第11号）により、市長に助成金の交付を請求しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、当該交付決定者に助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

（2） 助成金を他の用途に使用したとき。

（3） 市長の承認を受けずに対象事業を変更し、又は中止したとき。

（4） 対象事業を完了する見込みがないとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの告示の規定に違反したとき。

（返還）

第11条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関する助成金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（管理及び継続使用義務）

第12条 交付決定者は、助成金の交付に係るコミュニケーションツール、物品及び工事の成果物（以下「助成対象物」という。）を、対象事業を完了した日から起算して3年以上継続して使用しなければならない。

2 交付決定者は、対象事業を完了した日から起算して3年を経過する日までの間、市長の承認を受けないで助成対象物を転売し、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。

（公表）

第13条 市長は、交付決定者の同意を得て、次に掲げる事項を市のホーム

ページへの掲載その他の方法により公表することができる。

(1) 助成金の交付の決定を受けた対象事業の内容

(2) 助成対象物を配置した事業所の名称

(3) その他市長が必要と認める事項

(書類の保存等)

第14条 対象団体等は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を対象事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条から第12条まで及び第14条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

対象事業	対象経費	助成限度額
コミュニケーションツール作成等事業	コミュニケーションツールの作成及び購入に要する経費	10,000円
物品購入事業	物品の購入に要する経費	50,000円
工事施工事業	工事の施工に要する経費	100,000円